

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

平成31年4月21日宇土市浦田町地内で発生した和解の相手方所有の普通乗用車と県職員運転の公用普通乗用車による交通事故に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和元年8月5日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
熊本中央リース株式会社 (車両所有者)	203,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。